

国立大学法人法の一部を改正する法律の概要

学校法人ガバナンス
改革会議（第1回）

資料 4

令和3年7月19日（月）

趣 旨

国立大学法人等の管理運営の改善並びに教育研究体制の整備及び充実等を図るため、学長選考会議に学長の職務執行の状況の報告を求める権限を付与し、その名称を学長選考・監察会議とすること、監事の体制を強化すること等の措置を講ずるとともに、小樽商科大学、帯広畜産大学及び北見工業大学を設置する各国立大学法人を統合する等の措置を講ずる。

概 要

1. 中期計画の記載事項の追加並びに年度計画及び年度評価の廃止

- ①中期計画の記載事項として、目標の実施状況に関する指標を追加する【第31条第2項第3号】
- ②年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価（年度評価）を廃止する【第2条第7項及び第31条の2第1項】

2. 国立大学法人等の組織体制の見直し

(1) 学長選考会議の権限の追加等

- ①学長選考会議の名称を「学長選考・監察会議」とする【第12条第2項】
- ②同会議は、(3)③の報告を受けたとき又は学長の解任要件に該当するおそれがあると認めるときは、学長に職務の執行状況について報告を求めることができることとする【第17条第4項】
- ③同会議の委員について、学長を加えることができないこととするとともに、理事は教育研究評議会において選出された場合に委員となることとすることとする【旧第12条第3項の削除等】
※大学共同利用機関法人の「機構長選考会議」についても①～③と同様の措置を講ずる【第26条等】

(2) 指定国立大学法人の理事の員数の増加

指定国立大学法人の理事は、2名まで増員できることとする【別表第一備考第3号】

(3) 監事の体制の強化

- ①複数の大学を設置する国立大学法人に置く監事の員数を、設置する大学の数に応じて増員する【第10条第1項】
- ②監事のうち少なくとも一人は常勤とする【第10条第2項等】
- ③監事は、学長に不正行為や法令違反等があると認めるときは、学長選考・監察会議又は機構長選考・監察会議に報告することとする【第11条の2等】

3. 国立大学法人等による出資の範囲の拡大

- ①指定国立大学法人のみに限定している研究成果活用事業者への出資を全ての国立大学法人等について可能とする(③に関するものを除く)
【第22条第1項第7号等】
- ②教育研究に係る施設、設備又は知的基盤の管理及び当該施設等の他の大学、研究機関その他の者の利用の促進に係る事業者への出資を可能とする
【第22条第1項第6号等】
- ③指定国立大学法人について、大学発ベンチャー（大学の研究成果を活用して商品等の開発・提供を行う事業者）への出資を可能とする

4. 国立大学法人の統廃合【別表第一】

【第34条の5第1項】

- ①国立大学法人小樽商科大学及び国立大学法人北見工業大学を国立大学法人帯広畜産大学に統合する
- ②国立大学法人奈良教育大学を国立大学法人奈良女子大学に統合する

施行期日

令和4年4月1日（ただし、概要中4.のうち準備行為に係る規定は公布日）【附則第1条】

国立大学法人等のガバナンスの見直し

趣旨

国立大学法人の戦略的経営実現に向けた経営資源を拡大するため、多様なステークホルダーからの信頼を確実に獲得していくこと等が必要。このため、学長選考会議の牽制機能及び監事の監査体制を強化する。また、世界最高水準の教育研究活動の展開を目指す指定国立大学法人の業務執行体制を強化するため、理事の員数を増加する。これら組織体制の見直しにより、国立大学法人等の管理運営の改善を図る。

監事の監査体制の強化

- 監事のうち少なくとも一人は常勤とする。
- 監事は、学長に不正行為や法令違反等があると認めるときは、学長選考会議又は機構長選考会議に報告することとする（※）。
- 複数の大学を設置する国立大学法人に置く監事の員数を、設置する大学の数に応じて増員する。

学長選考会議の牽制機能の強化

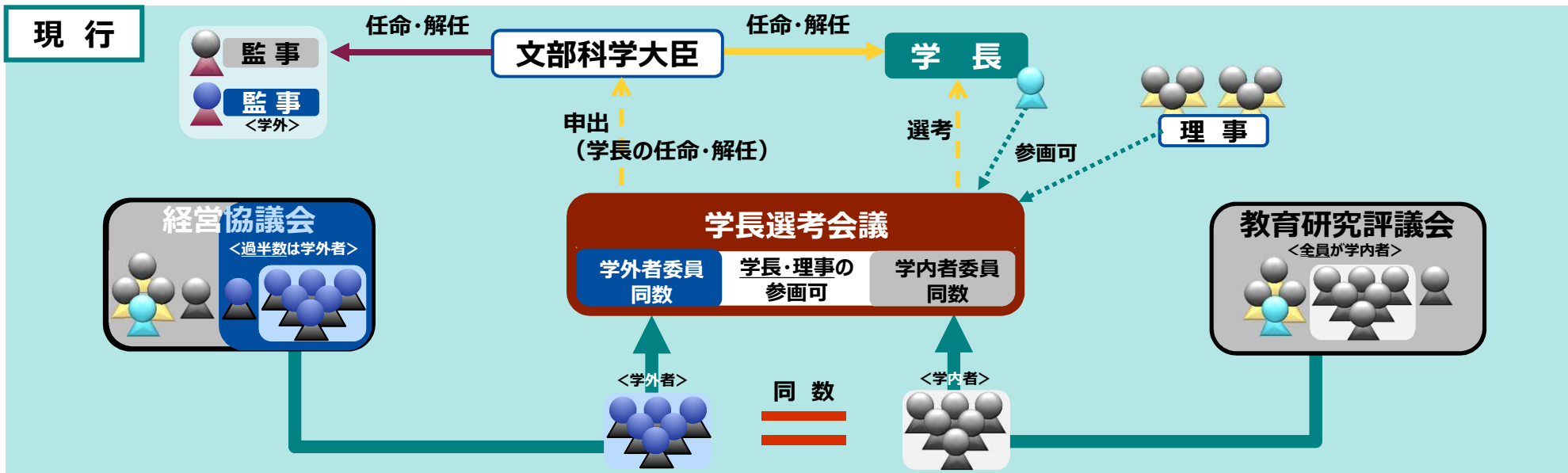
- 学長選考会議の名称を「学長選考・監察会議」とする。
- 同会議は監事から上記報告（※）を受けたとき又は学長の解任要件に該当するおそれがあると認めるときは、学長に職務の執行状況について報告を求めることができる。
- 同会議の委員について、学長を加えることができないこととするとともに、理事は教育研究評議会において選出された場合に委員となることのできるものとする。

※ 大学共同利用機関法人の「機構長選考会議」についても同様の措置を講ずる。

指定国立大学法人の理事の員数の増加

- 指定国立大学法人の理事は、2名まで増員できることとする。

学長選考会議及び監事の牽制機能強化



学長：法人を代表し、業務を総理
理事：学長を補佐し、業務を掌理

監事：法人の業務を監査

経営協議会：法人の経営に関する重要事項を審議
教育研究評議会：大学の教育研究に関する重要事項を審議

